

衆議院経済産業委員会ニュース

【第201回国会】令和2年4月3日（金）、第4回の委員会が開かれました。

1 経済産業の基本施策に関する件

- ・ 梶山経済産業大臣、宮下内閣府副大臣、牧原経済産業副大臣及び政府参考人並びに参考人に対し質疑を行いました。

(参考人) 関西電力株式会社代表取締役社長
 関西電力株式会社常務執行役員

森本孝君
岡田達志君

(質疑者) 星野剛士君（自民）、鰐淵洋子君（公明）、斉木武志君（立国社）、今井雅人君（立国社）、山崎誠君（立国社）、川内博史君（立国社）、藤野保史君（共産）、足立康史君（維新）

(質疑者及び主な質疑事項)

星野剛士君（自民）

- (1) 経済産業省が業務改善命令を発出する際に不適切な手続を行っていたことに対する処分内容及び再発防止策
- (2) 金品受領問題関係
 - ア 関西電力が長年にわたり森山元助役に抗えなかった理由
 - イ 不適切な工事発注により電気料金の上昇及び原子力安全上の問題が生じた可能性
- (3) 関西電力の業務改善計画関係
 - ア 業務改善計画を実行する上での森本新社長の決意
 - イ 業務改善計画に対する経済産業省の評価

鰐淵洋子君（公明）

- (1) 経済産業省が業務改善命令を発出する際に不適切な手続を行っていたことに対する経済産業省の見解及び再発防止策
- (2) 金品受領問題関係
 - ア 関西電力第三者委員会報告書（以下「報告書」という。）で指摘された役員報酬削減分の補てんについての対応及び再発防止策
 - イ 旧体制で選任された森本新社長の説明責任の仕方
 - ウ 榊原新会長を迎えた新体制における法令順守体制の抜本的強化の考え方
 - エ 関西電力以外の電力会社において同様の問題が生じる可能性

斉木武志君（立国社）

- (1) 関西電力への業務改善命令に係る資源エネルギー庁の不適切な手続関係
 - ア 電気事業法に基づく電力・ガス取引監視等委員会の意見聴取が業務改善命令発出前に実施されなかった経緯及び当該規定・手続についての梶山経済産業大臣の認識の有無
 - イ 当該事案に係る経済産業大臣の責任の取り方に対する見解
 - ウ 資源エネルギー庁の不適切な手続を黙認した電力・ガス取引監視等委員会の対応の妥当性
 - エ 当該事案が刑法の虚偽公文書作成罪にあたる可能性があるとの指摘に対する梶山経済産業大臣の見解
 - オ 電力・ガス取引監視等委員会が海外の機関と同様に準立法権及び準司法権を有するかの確認
- (2) 金品受領問題関係
 - ア 問題の当事者である旧経営陣の下で設置された第三者委員会による調査の妥当性

- イ 関西電力から高浜町へ支払われた協力金が浜田元町長名義の口座に振り込まれた経緯
- ウ 原子力発電建設反対派の説得のために協力金が個別配付されたのではないかとの疑念及びそれが関西電力と浜田元町長、森山元助役の長年の不適切な関係を誘引した可能性
- エ 電力・ガス取引監視等委員会が当該事案を把握した時期
- (3) 関西電力による国会議員の政治資金パーティー券購入等関係
 - ア 関西電力による政治献金及び政治資金パーティー券購入の有無
 - イ 関西電力による梶山経済産業大臣の政治資金パーティー券購入の有無
 - ウ 今後の政治資金パーティー券購入等はやめるべきとの考えに対する森本新社長の見解
- (4) 関西電力幹部へ還流した手当等を原資として今後電気料金を引下げるべきとの考えに対する森本社長の見解

今井雅人君（立国社）

- (1) 関西電力への業務改善命令に係る資源エネルギー庁の不適切な手続関係
 - ア 隠蔽が明るみに出た経緯
 - イ 情報公開請求がされなかった場合、隠蔽の事実は明るみにならなかったのかの確認
 - ウ 行政文書を故意に偽造したという認識の有無
 - エ 刑法における公文書偽造罪に関する内容
 - オ 経済産業省が自ら告発する必要性
 - カ 経済産業省が告発をするほどの違法性はないという見解である理由
 - キ 手続き上のミスを隠蔽するという悪質な行為をする人が行政を担う正当性
- (2) 金品受領問題関係
 - ア 退任した役員への退職金支払の有無
 - イ 役員報酬を補填（追加納税分の補填、経営不振時の補填）した経緯
 - ウ 経営不振時の補填の決定を森元相談役と八木元会長で、追加納税分の補填の決定を八木元会長、岩根元社長でそれぞれ行ったかどうかの確認
 - エ 追加納税等に対する補填に関して先の2名に森元相談役を加えた3名以外は諮られていないかの確認
 - オ 森本社長が両事案を知っていたかの確認
 - カ 役員報酬の補填の件について関西電力が返金を求める対象者
 - キ 森本社長の森山氏との面識等の有無
 - ク 森本社長の森山氏との会話や金品受領等の有無
 - ケ 報告書における吉田開発に対する特命発注理由の合理性への疑問について関西電力の認識
 - コ 吉田開発等への特命発注が異常に多いことの妥当性
 - サ 一般競争入札の原則が守られていなかったという認識の確認
 - シ 報告書における「競争入札において事前の情報がありに働いた結果、競争発注が不適切になっていた」ということに対する認識の有無
 - ス より安い値段で発注が可能であった可能性
 - セ 多額の金品を長期間にわたって受領していたことが要因となって森山氏の要求を受けざるを得なかったことについての認識
 - ソ 関西電力の再生及びけじめをつけるため森本新社長が自ら多額金品受領者3名に対し法的責任を追及する必要性

山崎誠君（立国社）

- (1) 金品受領問題関係

- ア 金品を受領した者に対して会社として刑事告発を行う意向
- イ 社内調査と報告書の関係について関西電力の認識
- ウ 報告書における調査の限界について森本参考人の所感
- (2) 関西電力における原子力事業についての認識関係
 - ア 関西電力が構造的な問題を抱える原子力事業を推進することについての合理的理由
 - イ 電力の安定供給の観点から原子力事業を再検討する必要性
 - ウ 原子力発電への依存度を低減するという国の方針を踏まえた上での原子力事業への取組
 - エ 業務改善計画の実施状況について再度国会で報告聴取を行う必要性
- (3) 報告書関係
 - ア 報告書に対する分析評価及び業務改善命令の決定権者
 - イ 再調査を含め報告書を更に精査した上で改善命令を出す必要性
 - ウ 業務改善計画の実施状況の報告を本年6月までに求める理由
 - エ 関西電力以外の電力会社に対するコンプライアンスの指導状況
 - オ 業務改善命令の内容に関する梶山経済産業大臣による事前確認の有無

川内博史君（立国社）

金品受領問題関係

- ア 本問題の電気事業法上の重大性に関する梶山経済産業大臣の見解
- イ 関西電力から吉田開発・柳田産業に対する発注金額（報告書）と受注金額（報道）との差異
- ウ 豊松元副社長を退任後もエグゼクティブフェローとして高額な報酬で処遇した理由
- エ 有価証券報告書の重要事項にコンプライアンス違反を記載しなかったことが金融商品取引法違反であることについて関西電力の認識及び報告書に対する証券取引等監視委員会の認識
- オ 取締役や監査役の行為が会社法上違法であることに関する関西電力の見解
- カ 監督官庁として電気事業法に基づく立入検査を行う必要性

藤野保史君（共産）

- (1) 既に資料要求していた関西電力に対する業務改善命令を隠蔽していた理由
- (2) 高浜町における青戸入江埋立関係
 - ア 若狭開発株式会社が申請した当初の埋立目的（観光産業及工業）が変更され、原子力発電関連施設が建設された経緯
 - イ 加藤尚若狭開発株式会社社長（当時）と関西電力の関係
 - ウ 高浜町所有の埋立地の用途（運動場、緑地）が原子力関連施設に変更された理由
 - エ 高浜町から関西電力に埋立地が売却された前後に関西電力から高浜町への寄付が急増した理由
- (3) 関西電力の業務改善計画関係
 - ア 原子力事業本部内に新設した本部長代理による原子力事業本部に対する牽制の効果
 - イ 豊松氏を取締役退任後もエグゼクティブフェローに任命したことの妥当性
 - ウ 新設される調達等審査委員会の社内組織における位置付け
 - エ 業務改善計画に対する関西電力の改善策について梶山経済産業大臣の評価

足立康史君（維新）

- (1) 関西電力の業務改善計画関係
 - ア 松井大阪市長が市の推薦者を社外取締役役に起用するよう要望したことに対する関西電力の見解
 - イ 関西電力送配電株式会社とともに新経営管理体制による今後の事業運営に向けた関西電力の決意

(2) 新型コロナウイルス感染症対策関係

ア 信用保証制度が新型コロナウイルス感染症により影響を受けている中小企業の資金調達に果たす役割

イ 個人事業主向け生活福祉資金貸付制度の体制整備の必要性

ウ 消費者金融を活用し信用保証制度と同様の仕組みで個人事業主の生活資金調達を円滑化するという私案について宮下内閣府副大臣の見解

- | |
|---|
| <p>2 特定高度情報通信技術活用システムの開発供給及び導入の促進に関する法律案（内閣提出第 22 号）
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律案（内閣提出第 23 号）
・梶山経済産業大臣から提案理由の説明を聴取しました。</p> |
|---|